

熊本県教育委員会が保有する行政文書の管理に関する規則(平成 24 年熊本県教育委員会規則第 8 号)新旧対照表

旧	新
<p>(保存期間の延長)</p> <p>第 4 条 教育委員会は、条例第 5 条第 4 項の規定により、次の各号に掲げる行政文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該行政文書ファイル等の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該行政文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>熊本県個人情報保護条例(平成 12 年熊本県条例第 66 号)第 14 条の規定による開示請求又は第 23 条の規定による訂正請求があったもの</u> <u>同条例第 19 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条第 1 項の決定の日</u> <u>の翌日から起算して 1 年間</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(保存期間の延長)</p> <p>第 4 条 教育委員会は、条例第 5 条第 4 項の規定により、次の各号に掲げる行政文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該行政文書ファイル等の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該行政文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 76 条の規定による開示請求又は第 90 条の規定による訂正請求があったもの</u> <u>同法第 82 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 93 条第 1 項若しくは第 2 項の決定の日の翌日から起算して 1 年間</u></p> <p>2 (略)</p>